



5月は「自転車安全利用月間」です。 自転車の交通ルールを守りましょう。



【福島県自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯・反射材着装
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
- 5 被害軽減のためヘルメット着用を努める

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上、「軽車両」です。自動車と同じ車両ですから、歩道と車道の区分があるところでは、自転車は車道を通行するのが原則です。



2 車道は左側を通行

軽車両である自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

例外的に歩道を通行することができる場合があります。しかし、歩道上はあくまで歩行者優先です。

☆ 自転車が「歩道」を通行できる場合

- ① 道路標識や道路標示により自転車通行可の場合。
- ② 自転車の運転者が、児童・幼児（13歳未満）、70歳以上、車道通行に支障がある身障者
- ③ 道路工事、駐車車両、著しく交通量が多い、車道の幅が狭いなど、歩道を通行することがやむを得ない場合。

※ 歩道は、歩行者の通行のための場所ですから、自転車を走行させる場合は、歩行者の安全を最優先しなければなりません。



歩道自転車通行可標識

4 安全ルール・マナーを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライト点灯・反射材着装
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用・傘さし運転の禁止

5 被害軽減のためヘルメット着用を努める

自転車事故による死者の損傷部位の半分以上は**頭部**です。

